

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る誤支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行っているところですが、一部誤支給が判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

同給付金については、「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」があり、併給ができないため、それぞれのシステムを連携させて二重支給の防止を図ることとしているが、4月23日に支給した「ひとり親世帯分」についてシステム上、処理漏れがあったことから、7月16日以降に支給した「ひとり親世帯以外分」について一部誤支給が発生したものの。

2 対象世帯数及び誤支給金額

5世帯（対象児童5人分） 計25万円

3 判明の経緯

別の事業の処理過程において、「ひとり親世帯分」の支給に関するデータがシステム上正しく反映されていないことに気づいたため、詳細を確認したところ、誤支給が判明した。

4 対応状況

対象世帯に電話連絡を行い、経緯を説明して謝罪するとともに、誤支給分の返還を求めた。電話連絡ができない世帯については、文書により説明・返還依頼を行っている。

5 発生原因

「ひとり親世帯分」について、システム上「支給決定」として処理すべきところ、一部が「保留」として処理されていたが、確認・修正漏れがあったため、「ひとり親世帯以外分」の支給にあたって誤った情報に基づき処理を行ったことによる。

6 再発防止の取組み

処理漏れの原因となったシステムの不具合については、すでに改善済みであるが、その他の要因による誤支給を含め、再発防止に向けて確認を徹底していく。